

## Newsletter

October 2013

### 中東・アフリカニュースレター vol. 12

#### 南アフリカ共和国における外国為替管理規制

2013年6月に我が国で行われた第5回アフリカ開発会議（TICAD V）において、日本政府は、今後5年間で官民連携の上で最大約3.2兆円（320億ドル）のアフリカ投資を行うことを発表した。今後、日本企業によるアフリカ進出は、アフリカ経済の発展とも相まって、更に増加することが予想される。中でも、BRICSの一員であり、アフリカ大陸最大の経済大国である南アフリカ共和国（以下「南アフリカ」）は、現時点でもアフリカの中で日本企業が最も多く進出している国であり、今後も日本企業によるアフリカビジネスの中心的な国のひとつであり続けるであろう。

南アフリカは、基本的に外国企業からの投資を広く受け入れることを成長の一つの柱としており、比較的整った投資環境が存在する。しかしながら、南アフリカに特徴的な規制等も存在することから、同国でビジネスを行うにはこのような規制に対する知識と備えが必須である。とりわけ、外国企業が事業活動を行う際に様々な場面で適用され、影響が生じてくる外国為替管理規制については、比較的厳しい規制が存在する。

#### 外国為替管理規制とは

外国為替管理規制とは、外国為替相場の安定や外貨準備高の維持、自国の産業保護などを目的として、国境を越えた通貨の出入りを管理・制限することである。日本においては、外国為替及び外国貿易法に基づく諸規制がそれに該当する。

#### 南アフリカにおける外国為替管理規制の概要

南アフリカの外国為替管理規制は、Exchange Control Regulationsに基づき実施されている。当該規制に関連する機関としては、財務省（Ministry of Finance）と、財務大臣から権限の委譲を受けた南アフリカ準備銀行（以下「SARB」）が挙げられる。とりわけ、外国為替管理規制に関する諸手続において中心的役割を果たしているのが、SARBの一部門の金融監督局（Financial Surveillance Department）である。

南アフリカ外国為替管理規制は多岐にわたっているが、その中で、日本企業による南アフリカ法人への投資を含む、南アフリカ法人との取引に関連する一般的な規制は、以下のとおりである。

なお、外国為替管理に関するSARBのガイドラインの多くの条項では、南アフリカ、ナミビア共和国、レソト王国、スイス連邦（総称して以下「南アフリカ等」）の4か国以外に居住し又は登録された者（以下「南アフリカ等非居住者」）による行為を規制している。日本企業はこの南アフリカ等非居住者に該当する。

また、規制上「南アフリカ法人」といった場合、南アフリカ法のもとで設立された法人をいうことから、日本企業が南アフリカで設立した現地子会社などは、この南アフリカ法人に含まれることになる。

## 南アフリカ法人への資本投資

南アフリカ等非居住者による南アフリカ法人への資本投資は、原則として自由である（資本投資が公正価格で行われていることなどに関して書面の提出を求められる場合はある）。

もっとも、以下の有価証券（controlled security）を取得、処分等する場合、金融監督局の事前承認を受けなければならない。

- 南アフリカ等非居住者の名義又は所有の有価証券
- 南アフリカ等非居住者から取得し又は南アフリカ等外で取得した有価証券

したがって、M&A取引において、日本企業が南アフリカ現地の会社の買収を行う場合に、そのM&A取引が南アフリカ等非居住者間の株式譲渡により行われるときは、金融監督局の事前承認が必要ということになる<sup>1</sup>。

## 南アフリカ法人からの資本投資の受入れ

南アフリカ法人が南アフリカ等非居住者へ資本投資を行う場合において、当該投資が年間5億レアル以内のときには金融監督局の承認は不要である。

一方、年間5億レアルを超えるときには、金融監督局の事前承認が必要となる。金融監督局の承認を得るためには、投資者（南アフリカ法人）が投資先の総議決権の10パーセント以上を保有している必要がある。

## 南アフリカ法人からの配当の受領

南アフリカ法人から南アフリカ等非居住者に対する配当の支払は、原則として規制されない。ただし、出資比率75パーセント以上の南アフリカ法人（以下「南アフリカ関係法人」）から配当を受ける場合において、南アフリカ関係法人が現地において借入れその他の資金援助を受けているときは、南アフリカ関係法人の財務的健全性の見地から、配当可能額に一定の制限が課される。

## 南アフリカ製造業者からのロイヤルティなどの受領

南アフリカ等非居住者が南アフリカ法人に対して製造委託を行っているような場合において、当該南アフリカ等非居住者が南アフリカ法人から特許使用料やロイヤルティを受領する際には、貿易産業省（Department of Trade and Industry Department）の承認を受けなければならない。

<sup>1</sup> 南アフリカにおけるM&Aに関しては、その他の重要な問題点として企業結合規制がある。詳細については、過去の[ニュースレター](#)を参照。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

伊藤（荒井）三奈  
オフ・カウンセラー  
Tel: 03 6271 9727  
[mina.arai-ito@bakermckenzie.com](mailto:mina.arai-ito@bakermckenzie.com)

鈴木 惇也  
アソシエイト  
Tel: 03 6271 9697  
[junya.suzuki@bakermckenzie.com](mailto:junya.suzuki@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)  
〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

## 中東・アフリカにおける事業支援

中東・アフリカ地域へ進出を検討する日本企業に対し、東京事務所を窓口とした国際的ワンストップショップサービスを提供し、専門性を視野に入れた現地弁護士の人選・紹介から案件全体の品質や費用の統括・管理まで、同地域におけるベーカー&マッケンジーのネットワークを最大限に活用した法的アドバイスを行っています。詳細は[ホームページ](#)をご覧ください。

中東・アフリカ ニュースレターの配信者追加をご希望される方は、[MEA サポートデスク](#)までご連絡ください。

## 南アフリカ法人に対する貸付け

南アフリカ等非居住者が南アフリカ法人に対して貸付けをする場合、原則として認証業者（Authorized Dealer）又は金融監督局の事前承認を受けなければならない。

## 南アフリカ法人からの借入れ

南アフリカ等非居住者が南アフリカ法人から貸付けを受ける場合、金融監督局の事前承認を受けなければならない。金融監督局の承認を受けられるのは、配当に代わる貸付けや既に承認された対外投資に関連する貸付けを行う場合などの例外的場合に限定される。

## 南アフリカ関連法人に対する資金援助

南アフリカ等非居住者が出資比率 75 パーセント以上の南アフリカ関係法人に対して貸付けや株式の引受け等の方法による資金援助（Financial Assistance）を行う場合には、金融監督局の事前承認が必要である。

## 南アフリカ法人からの知的財産権の譲受け

南アフリカ等非居住者が南アフリカから知的財産を譲り受けるためには、金融監督局の事前承認が必要である。海外の親会社や関係会社などへの移動の場合、価格が適正であっても承認されないことがある。

## 実務上の留意点

以上のように、外国為替管理規制は、南アフリカでビジネスを行う際に、投資、配当、M&A、借入れなど、様々な場面で関係してくる。また、取引の類型によっては、上記以外の特殊な規制を受けることもあるため、日本企業が南アフリカにおいて適用のある取引を行う場合には、早い段階において、南アフリカ外国為替管理規制が、当該取引の実行可能性や実行可能時期に影響を及ぼさないかについて、現地専門家に確認する必要がある。